

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しについて

1 処分対象事業者の名称、所在地及び代表者の職氏名

名 称：特定非営利活動法人「大一朝日・サポート」
所 在 地：青森県青森市橋本3丁目20番14号
代表者の職氏名：理事長 太田 竜生

2 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

N0	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類
①	就労継続支援「A型」 事業所「希望の園」	青森市橋本3丁目20番14号	就労継続支援A型
②	就労継続支援「B型」 事業所「サンジャラット」		就労継続支援B型
③	共同生活援助事業所 「あさひ」	青森市奥野1丁目9番16号	共同生活援助

3 処分の内容

指定障害福祉サービス事業者の指定の取消し

4 処分決定年月日

平成25年10月7日

5 指定取消年月日

- (1) 就労継続支援A型及び就労継続支援B型
平成25年10月31日
- (2) 共同生活援助
平成25年11月30日

6 処分の理由及び根拠

- (1) 就労継続支援A型及び就労継続支援B型

処分の理由：①特定非営利活動法人「大一朝日・サポート」は、利用者が施設外就労を行っていないにもかかわらず、施設外就労を行ったとして、虚偽の請求書や業務日誌を作成し、平成21年6月から平成25年3月にわたり、訓練等給付費（施設外就労加算）を不正に請求し、受領した。

②利用者に食事を提供していないにもかかわらず、食事を提供したとして、虚偽の請求書や業務日誌を作成し、平成21年6月から平成25年3月にわたり、訓練等給付費（食事提供体制加算）を不正に請求し、受領した。

根 拠：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第50条第1項第5号（介護給付費若しくは訓練等給付費又は療養介護医療費の請求に関し不正があったとき。）

(2) 共同生活援助

処分の理由：特定非営利活動法人「大一朝日・サポート」が運営し、障害福祉サービスを提供している指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所において、訓練等給付費を不正に請求し、受領した。

根拠：法第50条第1項第10号（指定障害福祉サービス事業者が、障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。）

7 事業者に対する経済上の措置**(1) 不正請求額**

18,717,679 円

(2) 加算額

7,487,071 円

 $18,717,679 \text{ 円 (不正請求額)} \times 40\% = 7,487,071 \text{ 円}$

根拠：法第8条第2項

(3) 合計額

26,204,750 円